



身近な緑をまもり育て良好な状態に保つためには、その林にふさわしい手入れの方法で、継続して管理していくことが大切です

ふれあい市民緑地とは

- ・ “ふれあい市民緑地”とは市街地やその周辺にある樹林等を土地所有者の協力を得て、市民団体の里山活動によって、緑地の保全を図ろうとする仕組みです
- ・ 市は里山活動の場を求めている市民団体と、維持管理に困っている樹林所有者との仲介や調整と市民公園制度にもとづく“ふれあい市民緑地”の認定・助成等を行います

ふれあい市民緑地として認定されると

- ・ 市民団体が樹林の育成管理を行います
- ・ 市民のみなさんに、散策や自然観察、自然体験、環境学習など様々な利用をしていただけます
- ・ みんなで手入れすることで市民のみなさんに樹林の大切さを知ってもらうことができます

活動団体に対する助成・支援

- (1) 管理運営費の助成
市民公園制度にもとづいて実施します
- (2) 資材・施設の供与
園路整備用の資材（丸太、ブロック等）休息施設（丸太ベンチ等）、安全施設（手摺・柵等）、標識などの資材を供与します
- (3) 技術的支援
活動計画の作成時や手入れ方法についてのアドバイスをを行います

土地所有者の優遇措置

- ・ “ふれあい市民緑地”として直接利用する区域について固定資産税及び都市計画税の減免の対象となります



樹林所有者の応募の要件

- (1) 応募は土地所有者に限ります
- (2) 応募の可能な土地の要件は以下のとおりです
 - ・ 対象地が3年以上利用できること
 - ・ 樹林の面積が概ね300㎡以上あること
 - ・ 利用者を不当に限定するものでないこと
 - ・ 市民団体が樹林の保全育成を安全に行えること
 - ・ 市街地またはその周辺であること
- (3) 防砂の施設は除きます



活動団体の応募の要件

- (1) 神戸市内にある団体に限ります
- (2) 同一候補地で複数団体が活動団体となった場合は協力して活動ができること
- (3) 対象地で3年以上継続して樹林の手入れ等の活動ができること

不明なところは市の担当までご確認ください

問い合わせ連絡先

〈連絡先〉 神戸市建設局 公園部 計画課自然環境係
TEL:078-595-6463 FAX:078-595-6469 Eメール:kouen_keikaku@office.kobe.lg.jp



FAX 連絡票：FAX 078-595-6469（FAX 送信の場合にお使い下さい）

問い合わせ・応募者の区別 どちらかにしを お願いします)	<input type="checkbox"/> 土地所有者応募	フリガナ
	<input type="checkbox"/> 活動団体応募	お名前 :
		(団体名) :
連絡先 住所 :		
TEL :	FAX :	
Eメール :	<住所・電話番号はご記入下さい>	
コメント		

※氏名・住所・Eメールアドレス等記載内容につきましては、本市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないと適正に管理いたします